平成２１年（フ）第６４４２号
東京都板橋区坂下３丁目２－１－102
破産者　安田貴美子（旧姓梅平・入嵩西）
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６５６０号
千葉県市原市君塚３丁目14―26
破産者　池田　佳弘
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６５６１号
千葉県市原市君塚３丁目14―26
破産者　池田　里美
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５１０号
東京都江東区亀戸７丁目49番８号コートビオラ403
破産者　有限会社クロスロード
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５１１号
東京都江東区亀戸７丁目49―８―403
破産者　鈴木　信明
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３３３号
千葉県船橋市二和東６丁目44―10―205
破産者　嘉重　明雄
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５５９号
東京都板橋区徳丸７丁目24番15号
破産者　株式会社ユーエスマネジメンツ
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６６６号
東京都北区中里２丁目２番８号
破産者　株式会社橋梁計画
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６６７号
東京都清瀬市旭が丘２丁目４－１－508
破産者　金子純一郎
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７５５号
東京都豊島区千早４丁目22番８号
破産者　株式会社新和
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７５６号
東京都豊島区南長崎５丁目21―２―401
破産者　高谷清四郎
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７５７号
東京都豊島区南長崎５丁目21―２―401
破産者　高谷　敏子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７８３号
東京都墨田区東駒形２丁目７番９号
破産者　有限会社メディコ
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８０７号
東京都中央区京橋１丁目６番７号
破産者　有限会社セント・フォーライフ
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８０８号
東京都北区上十条５丁目１―10―301
破産者　関根　敏夫
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８６２号
東京都杉並区下井草２―34―７、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区荏原６丁目９番４号
破産者　株式会社レザーアート
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８６３号
東京都杉並区下井草２丁目34―７
破産者　田中　君枝
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８６４号
東京都杉並区下井草２丁目34―７
破産者　田中　昭美
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９７７号
埼玉県狭山市大字水野869番地の２
破産者　株式会社サクセス
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９７８号
埼玉県狭山市大字堀兼1909―７
破産者　笹川　国彦
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９７９号
埼玉県狭山市大字堀兼1909―７
破産者　笹川　基嗣
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９００５号
東京都新宿区西新宿１丁目19番８号
破産者　フルネス株式会社
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部